

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 群馬県

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.2%
全職員	81.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.0%
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	99.6%
本庁係長相当職	97.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.0%
31～35年	95.2%
26～30年	92.7%
21～25年	94.2%
16～20年	89.5%
11～15年	93.1%
6～10年	90.5%
1～5年	96.7%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・給与には、いわゆる基本給である給料に加え、諸手当（期末・勤勉手当、時間外勤務手当等）が含まれる。このうち扶養手当や住居手当については、世帯主や住居の契約者に支給している場合が多いため、相対的に男性の給与が高い傾向にある。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・本項目の主たる対象職員である「再任用職員等¹」及び「会計年度任用職員²」それぞれの男女の給与の差異は、100.7%、102.6%となる。

¹ 定年退職者等で1年以内の任期で任用される本格的な業務を行う常勤又は非常勤の職員

² 一会計年度を超えない範囲内で任用される主に補助的な業務を行う非常勤の職員

【全職員】

・会計年度任用職員を除いた男女の給与の差異は、92.8%である。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 知事部局、議会事務局、各種委員会を合算した数値である。
- * 割合の算出方法は下記のとおりである。

職員区分 \ 性別	女性	男性	男女の給与の差異
任期の定めのない 常勤職員	$\frac{\text{給与総額 (A)}}{\text{人員数 (B)}} = \text{平均年間給与}$	$\frac{\text{給与総額 (C)}}{\text{人員数 (D)}} = \text{平均年間給与}$	/ × 100
任期の定めのない 常勤職員以外の職員	$\frac{\text{給与総額 (E)}}{\text{人員数 (F)}} = \text{平均年間給与}$	$\frac{\text{給与総額 (G)}}{\text{人員数 (H)}} = \text{平均年間給与}$	/ × 100
全職員	$\frac{\text{給与総額 (A + E)}}{\text{人員数 (B + F)}} = \text{平均年間給与}$	$\frac{\text{給与総額 (C + G)}}{\text{人員数 (D + H)}} = \text{平均年間給与}$	/ × 100